

安佐南区医師会在宅医療関連事業

安佐南区医師会在宅医療相談支援窓口運営事業 申し合わせ事項

1. 目的

本事業は、広島市在宅医療相談支援窓口運営事業の委託を受け、安佐南区での①在宅医療全般に関する相談事業と②在宅療養患者の入院先選定を円滑に行い、在宅医療の拡大を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

1) 在宅医療相談支援窓口を医療機関に設置する

安佐南区医師会から、下記医療機関に設置を委託する。それぞれの相談支援窓口は、近隣の二つの日常生活圏域を担当する。

- 1、野村病院……祇園・長東中学校区、東原・祇園東中学校区
- 2、広島共立病院……安佐・安佐南中学校区、城山北・城南中学校区
- 3、日比野病院……高取北・安西中学校区、戸山・伴・大塚中学校区

担当エリアは患者居住地または事業所所在地の目安であり、利用者の希望で、どの窓口でも利用できることとする。

なお、本事業は従来 of 入院先の個別選定を否定するものではなく、従来 of 方法に加えて本事業を活用していただくものとする。

2) 相談支援窓口業務

- ・相談支援窓口医療機関では、連携室内に相談支援窓口を設置する。
- ・相談支援窓口では、入院受け入れ調整と在宅療養に関する相談業務を行う。
- ・自院にて入院の受け入れが困難な場合は、「安佐南区在宅療養患者入院支援システム」(2015年3月～、以下「旧システム」と略す)の情報等も参考にして責任を持って入院先を選定する。紹介先は区内で決められない場合は、区外も含めて選定してもよい。
- ・相談支援窓口では、看護師や医療ソーシャルワーカー等の専門職を配置して行うことを原則とする。
- ・相談支援窓口の運営時間は、当該医療機関の通常診療時間内とし、別途院所別に規定する。
- ・相談支援窓口の運営状況は、月毎に安佐南区医師会に報告する。
- ・通常業務と区別するため、当事業では利用者に専用の書式(様式1、様式2)を使用してもらい、その書式の使用をもって当事業の活用とする。

3) 相談支援窓口の利用者と利用方法

- ・相談支援窓口の利用者は、安佐南区住民を対象とした在宅医療を担当している、安佐医師会員および在宅医療介護従事者とする。

- ・相談支援窓口への相談や入院依頼は電話と申込書のFAXを併用することとする。

医師が使用する入院申込書は様式1を複写もしくは参考にして診療情報提供書を作成し使用し、在宅医療に関する相談申込書は様式2を複写もしくは参考にして作成して使用する。

4) 相談支援窓口に入院を依頼する対象患者

- ・除外患者：重症かつ緊急治療を要する患者の入院依頼はこの事業の対象から除くこととする。
- ・本事業の入院依頼対象患者は「安佐南区在宅療養患者入院支援システム」（「旧システム」）の対象であった「①急病治療、②精査、③看取り、④レスパイト、⑤社会的入院等を目的とする患者」とする。なお、「旧システム」では①急病治療は翌日以降の入院を対象としたが、本事業では当日入院依頼も含むものとする。また、③～⑤の入院期間は最長でも2週間を目安とする。

3. 後方支援医療機関

本事業のうち、入院先選定業務を円滑に進めるために、「安佐南区在宅療養患者入院支援システム」（「旧システム」）の支援医療機関を本事業の後方支援医療機関に移行し引き続き協力していただく。

後方支援医療機関		
医療機関名	所在地	電話番号
長尾医院	広島市安佐南区西原4丁目17-11	082-874-3055
高橋内科小児科医院	広島市安佐南区緑井2丁目12-25	082-879-3143
西原セントラルクリニック	広島市安佐南区西原8丁目33-3	082-871-1177
さんよう水野病院	広島市安佐南区川内4丁目13-33	082-831-7878
山口整形外科病院	広島市安佐南区祇園2丁目13-20	082-874-6688
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安2丁目15-27	082-878-1125
安佐病院	広島市安佐南区八木5丁目15-1	082-873-2022
毘沙門クリニック	広島市安佐南区緑井3丁目40-30	082-831-0108
妹尾病院	広島市安佐南区相田1丁目10-21	082-878-5111
おかもとクリニック	広島市安佐南区相田1丁目10-11	082-878-8096
メリィホスピタル	広島市安佐南区大塚西3丁目1-20	082-849-2300
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南1丁目39-1	082-848-8001
ぎおん牛田病院	広島市安佐南区西原8丁目29-24	082-850-3116

4. 安佐南区在宅医療相談支援窓口検討委員会および運営委員会

事業運用開始までは在宅医療相談支援窓口検討委員会を、運用開始後は在宅医療相談支援窓口運営委員会を開催し、相談支援窓口の運営に関する検討を行う。運営委員会のメンバーは、後方支援医療機関の代表医師、理事若干名、および相談支援窓口担当者で開始する。

5. 補助金

広島市から安佐南区医師会に運営費の補助がある。各相談支援窓口設置医療期間への補助額は安佐南区医師会理事会が決定する。

6. 付記

- ・本事業は平成 28 年 7 月 1 日から運営を開始する。
- ・「安佐南区在宅療養患者入院支援システム」（「旧システム」）は、本事業と機能が重なることと、開始以来稼働実績がないことから、本事業の開始をもって終了する。

以上